

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 規則  
福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 一

## 規則

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第二十二号

#### 福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年福島県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

- 題名中「保健師等」を「看護師等」に改める。
- 第一条中「保健師等」を「看護師等」に改める。
- 第二条第一項中「保健師等」を「看護師等」に改め、同条第二項中「連帯保証人」を「前項の連帯保証人」に改める。
- 第三条第一項中「身体検査及び口頭試問等の方法」を「面接」に改め、同条第二項中「保健師等」を「看護師等」に改める。

第五条中「末日に、当該月分を」を「一月分ずつ」に改める。

第六条中「保健師等」を「看護師等」に改める。

第七条の二第一号中「二分の五」を「二分の三」に改める。

第八条から第十条まで及び附則第三項中「保健師等」を「看護師等」に改める。

第一号様式中「~~保健師等~~」を「~~看護師等~~」に、「前年度の年収」を「年収」に改める。

第二号様式、第三号様式及び第四号様式中「~~保健師等~~」を「~~看護師等~~」に改める。

第五号様式中「~~保健師等~~」を「~~看護師等~~」に、「~~返還の~~」を「~~返還の債務の~~」に改める。

第六号様式及び第七号様式中「~~保健師等~~」を「~~看護師等~~」に改める。

第八号様式中「~~保健師等~~」を「~~看護師等~~」に、「~~期限の満了~~」を「~~満了~~」に改める。

第九号様式中「~~保健師等~~」を「~~看護師等~~」に改める。

### 附則

#### （施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則第七条の二の規定は、この規則の施行の日前に福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）

第二条に規定する修学資金（以下単に「修学資金」という。）の貸与を受けていない者で同日以後に新たに修学資金の貸与を受けるものについて適用し、同日前に修学資金の貸与を受けていた者については、なお従前の例による。

3 改正後の福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第一号様式から第九号様式までの規定は、福島県保健師等修学資金貸与条例の

一部を改正する条例（令和八年福島県条例第十号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に準用する。この場合において、改正後の規則第一号様式から第九号様式までの規定中「~~看護師等~~」とあるのは「~~保健師等~~」と読み替えるものとする。

4 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の規定による申請書等は、それぞれ改正後の福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の規定による申請書等とみなす。

5 福島県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

別表八の項中「~~保健師等~~」を「~~看護師等~~」に改める。

（地域医療課医療人材対策室）

### 福島県規則第二十三号

#### 福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（平成六年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

- （地域医療課医療人材対策室）

第八条中「次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める施設等とする」を「次に掲げるものをいう」に改め、同条の表を削り、同条に次の八号を加える。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所
- 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
- 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設のうち、身体障害者福祉センター
- 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設及び児童発達支援センター
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十二項に規定する自立訓練のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の七第一号に規定する自立訓練（機能訓練）の供与に係るものに限る。）
- 七 地方公共団体
- 八 その他知事が適当と認める施設

様式第二号中 有り 有り  
無し を 無し 無し に改める。

様式第七号(表)を次のように改める。

## 様式第7号（第7条関係）

(表)

## 理学療法士等修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

福島県知事

貸与決定番号 第 号

申請者 住所

氏名

電話 ( )

下記のとおり理学療法士等修学資金の返還債務の免除を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

## 記

貸与を受けた時の学校等の名称	
貸与を受けた期間	年 月から 年 月まで
貸与を受けた金額	円
返還免除を希望する金額	円
該 当 事 項	<p>1 学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事し、引き続き当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に達したため（条例第6条第1号に該当）</p> <p>2 従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため（条例第6条第2号に該当）</p> <p>3 学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事し、引き続き3年以上当該業務に従事したため（条例第7条第1号に該当）</p> <p>4 死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により、貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったため（条例第7条第2号に該当）</p>
説 明	(具体的理由)

備考

1 から 4 までのうち該当する番号を○で囲むこと。

様式第八号を次のように改める。

## 様式第8号（第10条関係）

## 理学療法士等修学資金返還猶予申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所  
氏名  
電話 ( )

下記のとおり理学療法士等修学資金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

## 記

学校等の名称	
貸与決定番号	第 号
返還猶予を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
返還猶予を希望する金額	円
理由	<p>該当事項</p> <p>1 学校等を卒業した後2年以内に理学療法士等の免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに県内の施設等において理学療法士等の業務に従事し、引き続き当該業務に従事しているため（条例第9条第1号に該当）</p> <p>2 学校等を卒業した後引き続き他の学校等（契約時の職種に係る学科等に限る。）に進学したため（条例第9条第2号に該当）</p> <p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由が生じたため（条例第9条第3号に該当）</p> <p>4 契約が解除された後においても、引き続き学校等に在学しているため（条例第9条第4号に該当）</p>
	<p>説明</p> <p>(具体的理由)</p>

備考

1 から 4 までのうち該当する番号を○で囲むこと。

様式第十号を次のように改める。

## 様式第10号（第12条関係）

## 現況報告書

年 月 日

福島県知事

貸与決定番号 第 号

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話 ( )  
メ ー ル

年4月1日現在の状況について、下記のとおり報告します。

## 記

## 勤務等の状況

- 1 次の医療機関等において理学療法士・作業療法士・診療放射線技師・歯科衛生士・臨床検査技師・言語聴覚士として勤務しています。

医療機関等の名称

医療機関等の所在地

- 2 その他

## 備考

- 1 1又は2のうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。
- 2 1については、該当する職種を○で囲むこと。

## 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の様式による申請書等は、それぞれ改正後の福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の様式による申請書等とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

## 福島県規則第二十四号

## 福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する

## 規則

福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成二十七年福島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（連帯保証人）」に改め、同条中「保証人は」を「連帯保証人は」に改め、「貸与を受けた」を削り、「規定する地域医療医師確保修学資金」の下に「（以下「へき地医療等修学資金等」という。）の貸与を受けている場合、へき地医療等修学資金等」を加え、「の保証人と」を「の連帯保証人と」に改める。

第十条第一項第六号及び第七号中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同項第十一号中「又は総合診療科」を「総合診療科、救急科又は麻酔科」に改め、同条第二項中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第三項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

様式第六号を次のように改める。

## 様式第6号（第8条関係）

## 周産期医療等医師確保修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号

年度 第

号

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

連帯保証人 住 所

ふりがな

氏 名

連帯保証人 住 所

ふりがな

氏 名

周産期医療等医師確保修学資金の返還の方法について、下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

## 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則様式による申請書等は、改正後の福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則様式による申請書等とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

## 福島県規則第二十五号

## 福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則(平成五年福島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第六条中「第六条若しくは」を削り、「第七条の規定による返還債務の」の下に「一部」を加え、「又は条例第九条の規定による返還債務の履行の猶予」を削る。

第十条中「保証人」を「連帯保証人」に改める。  
様式第一号を次のように改める。

## 様式第1号（第1条関係）

(表)

## 獣医学生修学資金貸与申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日

年 月 日

獣医学生修学資金の貸与を受けたいので、福島県獣医学生修学資金貸与条例第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

貸与 申請額	月額		円	貸与 期 間	年 月 日から		
	合計金額		円		年 月 日まで		
		(月額×貸与期間に相当する月数)					
大 学	名 称						
	学部・学科		学部	学科	学年	年	
	所 在 地		郵便番号 ( )		電話番号 ( )		
	入 学 年 月 日		年 月 日		卒業見込 年 月 日	年 月 日	
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	年 齢	職 業	勤務先	年 収 (税 込 み)	住 所

(裏)

連 帯 保 証 人	本 籍					
	住 所					
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	続 柄	
	職 業			年 収 (税込み)		
	勤務先					
	連帯保証人が支払いの責任を負う極度額			円		
連 帯 保 証 人	本 籍					
	住 所					
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	続 柄	
	職 業			年 収 (税込み)		
	勤務先					
	連帯保証人が支払いの責任を負う極度額			円		

上記の申請について同意します。

親権者又は後見人 住 所  
氏 名

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人と連帯してその債務を履行することを保証します。

連帯保証人 住 所  
氏 名  
連帯保証人 住 所  
氏 名

様式第五号を次のように改める。

---

---

様式第5号 (第5条関係)

獣医学生修学資金借用証書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度第 号  
住 所  
氏 名

獣医学生修学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。

借用金額 円

上記の借用金額に関する本人の債務について、本人と連帯して履行の責めに任じます。

年 月 日

連帯保証人 住 所  
氏 名

連帯保証人 住 所  
氏 名

様式第六号を次のように改める。

---

---

様式第6号 (第6条関係)

獣医学生修学資金返還明細書

決 定 番 号	年度第 号		大学名			
氏 名			返還金 総 額	円		
生 年 月 日	年 月 日		返 還 内 訳	月 賦 額	円	
本 籍				半年賦額	円	
住 所			貸 与 期 間	月 額	円	
連 絡 先	名称等	電話番号 ( )				
	所在地					
連 帯 保 証 人	本 籍			本 籍		
	住 所			住 所		
	氏 名 生年月日	年 月 日	続 柄	氏 名 生年月日	年 月 日	続 柄
	職 業			職 業		
	勤 務 先			勤 務 先		
	年 収 (税込み)			年 収 (税込み)		

様式第十号を次のように改める。

---

---

様式第 10 号 (第 10 条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度第 号  
申請者 住 所  
氏 名

下記により、連帯保証人を変更したいので承認してください。

記

新 連 帯 保 証 人	本 籍					
	住 所					
	氏 <sup>ふり</sup> が <sup>な</sup> 名	生 年 月 日	年 月 日	続 柄		
	職 業	年 収 (税込み)				
	勤 務 先					
変更しようとする理由						

旧連帯保証人 に代わって連帯保証人となることを承諾します。

年 月 日

新連帯保証人

## 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則様式による申請書等は、改正後の福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則様式による申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(食品生活衛生課)